

難民支援のお願い

地域と協同の研究センター事務局 (担当：伊藤小友美)

昨年度、アジアフェア（秋には台風で延期、春にはコロナで中止）開催の準備をする中でご縁をいただいた NPO 名古屋難民支援室から、「新型コロナウイルスの影響で東海地方の難民の方々が困窮している。」というメールが届き、詳しいお話をうかがうこととなりました。オンライン会議を2回開催（コープあいち、アジア・ボランティア・ネットワーク東海、地域と協同の研究センター、名古屋難民支援室が参加）し、これからの支援に向けて相談の場を持ちました。私たちには「難民」についての知識が乏しく、まずは学び合いながら支援をしていきたいということになりました。

難民ってどういう人なの？

難民とは、生命や自由が脅かされているため、やむを得ず母国を逃れ、他国に保護を求める人々です。

下の4つの条件を満たす場合、難民条約（日本は1981年に加入）で難民として保護されることが決められています。

1. 出身国の外にいる。
2. 迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有する。
3. その恐怖は、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。
4. 出身国の保護を受けることができない、又は上記のような恐怖を有するためにそれを望まない。

日本は、難民条約に加入しているにも関わらず、他の G7 諸国に比べて圧倒的に難民認定者が少ない現状があります。<名古屋難民支援室ホームページより>

予告

難民支援のための学習会

6月19日（土）

午前の予定<オンライン併用>

発信会場：生協生活文化会館

緊急食料支援

第1弾

4月14日（水）～

17日（土）

10時～17時



受付会場：生協生活文化会館3階
地域と協同の研究センター事務所
常温保存可能で未開封、賞味期限1ヶ月以上あるものに限ります。

問い合わせ先：研究センター 伊藤

電話 052-781-8280



難民条約により、迫害を受けている人を本国へは送り返せないため、日本政府は収容施設に収容します。収容施設は密集しているため、コロナ禍で多くの方が仮放免されていますが、保障は何もありません。就労もできず、保険もないため、支援者がいないと生活できない状況だそうです。NPO 名古屋難民支援室には、年間約 100 名の新規相談と約 1,000 件の継続相談が寄せられています。

私たちは、学習を重ねながら長期的な支援、ネットワークづくりと、緊急支援の両方に取り組んでいきたいと考えています。国連が定めた「世界難民の日」は6月20日です。その前日、6月19日（土）の午前中にオンライン併用型の学習会を開催することになりました。ぜひご予定ください。

また、現在困っておられる難民の方々に、食料支援をしたいと思えます。米や缶詰、レトルト食品等、賞味期限が1ヶ月以上あるもの、常温保存可能なものをお寄せください。あわせて現金の寄付もお寄せいただくとうれしく存じます。寄付に関しては、名古屋難民支援室の HP (<http://www.door-to-asylum.jp/>) からお願いします（裏面に名古屋難民支援室の概況を掲載します）。食料支援については、期間限定で地域と協同の研究センター事務所（名古屋市中種区稲舟通 1-39 生協生活文化会館3階）にて集めます。みなさんのお気持ちをどうぞお寄せください。

【名古屋難民支援室とは】

東海地域に暮らす難民や難民申請者が、法的に保護され、安定して自立した生活を送れるよう支援する団体です。

本事業の三本柱は：

- ① 難民や難民申請者への支援事業
- ② 難民についての理解を促進する事業
- ③ 支援者とのネットワークを構築する事業



東海地域に暮らす難民や難民申請者への支援は、公的制度やサービスでは対応し切れない福祉課題であるため、同地域唯一の難民支援を専門とする NPO として、支援を必要とする難民や難民申請者を見つけ出し、彼や彼女らに寄り添いながら間断なく適切な支援を提供することを心掛けて活動しています。

年間約 100 名の新規相談と約 1,000 件の継続相談が寄せられています。

正式名称 : 特定非営利活動法人名古屋難民支援室
英語名 : Door to Asylum Nagoya (DAN)
所在地 : 名古屋市中区丸の内 2-1-30 丸の内オフィスフォーラム 601
代表理事 : 名嶋聡郎 (弁護士)
開設 : 2012 年 7 月 9 日
法人格取得 : 2013 年 2 月 1 日
ウェブサイト : <http://www.door-to-asylum.jp/>

【東海地域に暮らす難民や難民申請者の現状】

- ・東海地域の難民：新型コロナウイルスの影響により「密」対策として名古屋出入国管理局に収容されていた難民申請者が、就労許可や保険などの保障が皆無の状態では仮放免されたり、就労資格がある難民や難民申請者が、コロナ禍において解雇されたり仕事を減らされ職を失ったりして、大変困窮しています。
- ・東海地域の食料支援団体：フードバンクでは需要（困窮者）に対して供給（食料）が少ない状況があり、さらには平時から主食となるような米が足りていない状況があります。
- ・名古屋難民支援室：コロナ禍で難民や難民申請者からの生活相談が増えているが、ニーズに即して緊急支援を提供できないと、その後連絡が取れなくなることが多く、難民の孤立や困窮の深刻化を招きます。しかし、現状では、直接かつ迅速に提供できる食料がありません。

＜メモ＞ 6月20日は「世界難民の日」 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）ホームページより 2000年12月4日、国連総会で、毎年6月20日を「世界難民の日」(World Refugee Day)とすることが決議されました。この日は、従来は OAU（アフリカ統一機構）難民条約の発効を記念する「アフリカ難民の日」(Africa Refugee Day)でした。難民の保護と援助に対する世界的な関心を高め、UNHCR を含む国連機関や NGO による活動に理解と支援を深める日にするため、「世界難民の日」として制定されました。